

お知らせ

児童手当・児童育成
手当の現況届を
忘れずに

児童手当・児童育成手当の所得制限額が変わります

平成13年5月まで手当を受給されていた方に「児童手当現況届」を郵送しました。現況届は6月29日(金)までに必ず提出してください。

提出がない場合は手当の支給が停止されることがあります。児童手当等の新しい所得限度額は左表のとおりです。

平成13年度所得制限限度額表

	児童手当		児童育成手当	
扶養人数	児童手当 (国民年金加入者)	特例給付 (国民年金加入者以外)	育成手当	障害手当
0人	3,010,000円	4,600,000円	3,549,000円	
1人	3,390,000円	4,980,000円	3,929,000円	
2人	3,770,000円	5,360,000円	4,309,000円	
3人	4,150,000円	5,740,000円	4,689,000円	
4人以上	1人増すごとに38万円加算			

※所得とは、年間総収入額(12年中)から、給与所得の場合には給与所得控除を、事業所得などの場合は必要経費を差し引いた額です。

今までの所得制限額等対象になっていない方で、別表の12年中の所得限度額に該当すると思われる方は、申請が必要で(手当は申請月の翌月から支給されます)。

申請に必要な書類

	児童手当	育成手当
印鑑	○	○
戸籍謄本		○
13年度所得証明書	○※	○※
年金加入証明書	○	
金融機関口座	○	○
その他(調査書類)		△

※所得証明書の必要な方は、平成13年1月2日以降に西東京市へ転入された方です。

◆児童手当(6月1日から所得制限限度額が引き上がりまし

児童を養育している方が一定額未満の所得であるとき、その児童が義務教育就学児前になるまで、第1・第2子の場合には月額5千円、第3子以降の場合には月額1万円を支給します(公務員は職場に申請)。

◆児童育成手当(6月1日から所得制限限度額が引き上がりまし

◎育成手当 父・母が婚姻を解消または、同様の状態(父または母が死亡・生死不明・婚姻によらないで懐胎(認知した父の扶養がある場合を除く)・就労不可能な程度の障害がある場合)にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している方が、一定額未満の所得であるとき、月額1万3千500円を支給します。

◎障害手当「愛の手帳1・3度」「身体障害者手帳」1・2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮小の障害がある20歳未満の児童を扶養している方が一定額未満の所得であるとき、月額1万5千500円を支給します。

◆子育て支援課(☎☎内線156、☎☎内線241)

特別永住者で元軍人軍属等の皆さんへ

弔慰金または見舞金支給されます。

▽対象者：昭和12年7月7日以後の公務傷病等により昭和16年12月8日から平成13年3月31日までに死亡された方の遺族 ②重度の障害の状態にある方 ③重度の障害の状態にあった方の遺族

▽支給内容：①または③に該当する方は弔慰金20万円 ②に該当する方は見舞金等40万円

▽請求期間：平成16年3月31日まで

▽手続き：お住まいの区市町村の旧軍人等援護担当

◆生活福祉課(☎☎内線235) ◆東京都福祉局援護課(☎☎03・5320・4078)

ことばの遅れが
気になる子どもの
相談

ほかの子どもは話ができるのにうちの子はまだしゃべらない、ことばが出ない等、悩んでいる方、専門医に相談したい方は、気軽にお越しください。

さい。

▽とき 6月13日(水) 午前9時30分～正午(予約制) 〇ところ こどもの発達センターひいらぎ(住吉福祉会館内)

▽相談医師 石崎朝世先生(小児神経科)

▽申込 こどもの発達センターひいらぎまで電話で。 ◆こどもの発達センターひいらぎ(☎22・9897)

市・都民税(住民税)の納税通知書をお送りします

平成13年度の市・都民税納税通知書を6月11日(月)付でお送りします。ただし、次の方にはお送りしません。 ①市・都民税をすべて給与から天引きされる方(特別徴収の方) ②税法上、市・都民税が課税されない方

定率減税が適用されます 定率減税額は、平成13年度の個人住民税所得割額の15%相当です(15%相当額が4万円を超える場合は4万円が限度となります)。

平成13年度市・都民税の課税証明書を発行します(6月11日(金)予定) 証明書は申告された方に発行します。申告がお済みでない方は、早急に提出してください。

◆市民税課(☎☎内線132・138)

家屋調査(新築・増築分)にご協力ください

平成13年中に、新築または増改築された家屋は、平成14年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。市では、対象となる家屋の評価額を算定する必要があります。

り、地方税法の規定に基づき、市役所資産税課職員(固定資産評価補助員)がお伺いし、家屋調査をします。

調査対象となる家屋が多数あるため、直接お伺いし、調査の日程調整などをお願いしています。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、職員は必ず身分証明書を携帯していますので、ご不審の際には、提示をお求めいただくか、資産税課までご連絡ください。

◆資産税課(☎☎内線134・135)

ガス安全教室

主に高齢者の方を対象に、ガスを正しく安全に使う方法を学びます。費用は無料です。

▽とき 6月15日(金) 午前10時から 〇ところ 消費者センター集会所(住吉町6・1・5)

▽講師 東京ガス(株)広報担当員

▽募集人員 30人(先着順)

▽申込 6月13日(水)まで 〇電話で消費者センターへ(☎25・4141)

教科書を展示します

平成14年度から小・中学校で使用できる、教科書の見本を展示します。

▽とき 6月1日(金) 29日(金)

〇ところ 中央図書館、柳沢図書館、ひばりが丘図書館展示コーナー

なお、教科書の採択について、詳しくお知りになりたい方は、指導課にお問い合わせください。

◆指導課(☎☎内線264)

6月は「水道ふれあい月間」です

水道週間行事
水道なんでも相談

水道に関する相談窓口を開設します。

▽とき 6月6日(水) 正午

午後4時 〇ところ 田無駅北口三井住友銀行前

▽内容 なんでも相談・節水コマ取り替え実演・PR冊子等の配布

◆水道部業務課(☎☎内線252)

水道フレッシュ
診断にご協力を

都水道局では、生活に密着したサービスの推進をめざして昨年に引き続き「水道フレッシュ診断」を実施します。

対象地域の皆さんのご協力をお願いします。

▽期間 6月～11月(8月を除く)

▽地域 多摩地域の一般家庭約50万件

▽実施方法 事前に対象となる世帯にお知らせし、訪問します。診断は、水道メータ部での漏水調査です。ご要望により水質調査をします。また、事前に配布しているご意

見・ご要望のはがきを当日回収させていただきます。

※フレッシュ診断を模倣した水道器具等の販売目的の業者もおりますので、必ず身分証明の確認をされることをお願いします。

◆水道部業務課(☎☎内線252)

水道週間および水道
ふれあい月間行事

都水道局では、皆さんに水道をもっと身近に感じていただくため、6月を「水道ふれあい月間」として催し物を行います。

□水道週間行事・水道水源林一〇〇周年「東京水道ふれあい広場」

▽とき 6月1日(金)

▽内容 ◎交流事業(午前10時～午後3時45分)：水道なんでも相談、引き水コンテスト、水源地物産展ほか ◎水源郷土芸能(正午～午後1時)：大菩薩御光太鼓演奏

◎東京ふれあいコンサート(午後3時～3時45分)：東京消防庁音楽隊、吹奏楽演奏

◎花の植木鉢プレゼント(正午～午後3時)

□平岡忠夫先生の「水源地の巨樹」等の絵画、水源林の自然等の写真展

▽とき 6月1日(金) 4日(月)

〇ところ 「都政ギャラリー」(都議会議事堂1階北側)

□水道ふれあい月間行事・浄水所および貯水池の施設見学

会

◎浄水所施設見学会

▽とき 6月1日(金) 10日(日)(土・日曜日含む)

▽案内時間 午前10時、11時、午後1時、2時、3時

〇ところ ◎東村山浄水所(☎042・397・8203) ◎金町浄水所(☎03・660・1161) ◎朝霞浄水所(☎048・475・3212) ◎三園浄水所(☎03・5383・8704)

◎貯水池施設見学会

▽とき 6月1日(金) 7日(木)(土・日曜日を含む)

午前10時～午後4時

〇ところ 小河内貯水池(☎0428・86・2211)



市議会新議長決まる



佐々木議長



野村副議長

5月18日(金)の臨時議会で議長に佐々木順一議員、副議長に野村俊介議員が選ばれました。

市議会定例会

第2回市議会定例会は、5月28日(月)から開催いたします。本会議および委員会、傍聴することが出来ます。会期の日程等については、お問い合わせください。 ※本議会・委員会は田無庁舎議会棟で開催されます。

◆議会事務局(☎☎内線172)